

北しりべし廃棄物処理広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

全部改正 平成 22 年 10 月 28 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、北しりべし廃棄物処理広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 22 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小樽市規則の準用)

第 2 条 条例の施行に関し必要な事項は、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年小樽市規則第 8 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。